

平成 2 8 年

# 議会運営委員会記録

平成 2 8 年 8 月 2 3 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成28年8月23日（火曜日）  
午前 9時30分 開会 午前11時22分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

### ◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	待 鳥 美 光 議員	委 員	村 田 富士子 議員
議 長	齊 藤 克 己 議員	副 議 長	齊 藤 秀 雄 議員
委員外議員	菅 原 満 議員	委員外議員	吉 村 豪 介 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員	委員外議員	赤 松 祐 造 議員
委員外議員	小 嶋 智 子 議員		

◇欠席委員 なし

### ◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	田 中 孝 一
秘書広報課長	松 戸 克 彦		

### ◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	高 橋 澄 枝	主 事	小 林 厳

### ◇本日の会議に付した案件

特定事件 1 次の議会の会期予定について  
平成28年和光市議会9月定例会の会期予定について

特定事件 8 その他議会運営に関することについて  
陳情の取り扱いについて  
議会報告会について  
議員研修会について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と5名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められております。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成28年9月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましては、8月25日に開会すべく、18日に招集告示をさせていただいたところでございます。提出する案件でございますが、報告が2件、人事案件が3件、備品の購入契約の締結が1件、指定管理者の指定が2件、条例の一部改正が4件、市道路線の認定が1件、補正予算が5件、歳入歳出決算の認定が5件、決算の認定及び剰余金の処分が2件、合計25件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、企画部長から順次御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○吉田武司委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。（午前9時31分 休憩）

再開します。（午前9時32分 再開）

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成28年和光市議会9月定例会について、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、陳情の取り扱い及び議会報告会、議員研修会についてです。

資料を確認します。

本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

それでは特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成28年和光市議会9月定例会についてを議題とします。提出議案は、報告2件、議案23件です。提出議案の説明を願います。

橋本企画部長。

○橋本企画部長 おはようございます。それでは、本会議に提出する報告及び議案について順次説明をいたします。

初めに、報告第4号、継続費の精算報告について説明をいたします。

本報告については、平成26年度当初予算において設定した継続費、和光市市立小学校建設事業について継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、精算報告書を調製し、報告するものでございます。

次に、報告第5号、平成27年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明をいたします。

平成27年度決算の確定に伴い、当該決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定しましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

次に、議案第34号、和光市教育委員会教育長の任命について説明をいたします。

和光市教育委員会教育長の久保昭男氏の任期が平成28年9月30日をもって満了となることから、新たに、戸部恵一氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、議案第35号及び議案第36号、和光市教育委員会委員の任命については、一括して説明をさせていただきます。

和光市教育委員会委員の森田圭子氏、高野靖子氏の任期が平成28年9月30日をもって満了となることから、引き続き森田圭子氏を、また、新たに山田実氏を任命したいので、地方教育行政及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、議案第37号、和光市第二中学校給食室厨房用備品の購入契約の締結について説明をいたします。

和光市第二中学校給食室厨房用備品の購入については、株式会社中西製作所北関東支店と、平成28年7月25日に仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

契約金額は3,942万円、納入場所は和光市立第二中学校地内でございます。

次に、議案第38号、和光市総合体育館の管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

和光市総合体育館設置及び管理条例第4条に基づき、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの期間、セイカスポーツセンター・クリーン工房共同事業体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第39号、和光市新倉高齢者福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例第3条に基づき、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの期間、株式会社日本生科学研究所を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第40号、和光市部設置条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、より効率的にかつ効果的に事務を処理することができる効率的な行政組織の構築を目指し、市長の権限に属する事務の分掌を見直すため行うものでございます。

また、本条例の附則において部設置条例の改正に伴い規定の整備が必要となる条例の一部を

改正することとしております。

次に、議案第41号、和光市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。財政健全化に寄与するため、引き続き教育長の給料月額を10%減額して支給したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第42号、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明をいたします。

今回の改正は、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、低所得者層の世帯について従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃し、利用者負担額の軽減を図るため行うものであります。

次に、議案第43号、和光市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

介護保険法施行規則の一部を改正する省令により、地域包括支援センターに配置される主任介護支援専門員の資格について、5年ごとの更新制が導入されたことに伴い所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号、市道路線の認定について説明をいたします。

都市計画法第29条の規定による開発行為に伴い、市に帰属する公共施設である2路線を市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、議案第45号、平成28年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ13億1,221万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ258億9,622万2,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明をいたします。

款2総務費では、マイナンバー制度に伴うセキュリティ対策強化のためインターネット用ネットワークの分離を行う費用等を増額しております。

款3民生費では、児童扶養手当法の一部改正に伴うシステム改修と第2子及び第3子以降の加算額の増加に伴う手当額の増加に対応するための費用、民間保育所等の整備にかかる事業者への補助金等を増額するほか、平成27年度子ども・子育て支援対策整備総合推進事業費補助金を初め、国庫支出金等の精算に伴う返還金をそれぞれ追加計上しております。

款4衛生費では、保健センター2階会議室等の雨漏りに対する修繕料、予防接種法施行令の改正に伴う小児のB型肝炎に係る予防接種委託料等を増額しております。

款8土木費では、白子川雨水貯留槽施設清掃点検調査を行うための費用、白子三丁目中央土地区画整理事業に対する公共施設管理者負担金、国道254号バイパスの都内延伸と沿道地域の一体的な整備に向けた環境影響評価や現況測量業務委託料、長期未着手となっている都市計画事業の土地利用等の誘導方策を検討するための費用のほか、（仮称）上谷津公園用地取得費用

等を増額しております。

款9 消防費では、大規模災害に対する実践的な想定訓練を実施するための費用を増額しております。

款10 教育費では、白子小学校プール改修工事費用及び市内中学校受変電設備改修工事費用等を増額しております。

款12 諸支出金では、財政調整基金積立金、公共用地取得基金積立金、公共施設整備基金積立金及び和光市まちづくり基金積立金を増額しております。

また、これらに加え、平成28年10月1日から短時間勤務職員については新たに厚生年金・健康保険の適用対象となることから、その費用として非常勤職員等共済組合共済費負担金を増額しております。

次に、主な歳入について説明をいたします。

款10 地方特例交付金では、交付額の決定に伴い減収補てん特例交付金を増額しております。

款15 国庫支出金では、児童扶養手当給付費負担金、母子家庭自立支援給付事業補助金、子ども・子育て支援交付金及び保育対策総合支援事業費補助金をそれぞれ増額し、地域介護・福祉空間整備推進交付金及び子どものための教育・保育事業費補助金を追加計上しております。また、保育所等整備交付金は、新たな保育所の整備にかかる増額分と活用する補助金の変更による減額分を合わせた結果、減額となっております。

款16 県支出金では、放課後児童対策事業運営費補助金及び一時預かり事業費補助金をそれぞれ増額しております。

款17 財産収入では、普通財産の売却に伴い、土地売払収入を増額しております。

款18 寄付金では、和光市まちづくり寄附条例寄附金を増額しております。

款19 繰入金では、和光市まちづくり基金繰入金並びに前年度後期高齢者医療特別会計収支計算繰入金及び前年度介護保険特別会計収支精算繰入金をそれぞれ増額しております。

款20 繰越金では、前年度の実質収支額が当初予算額を上回ったことから、金額といたしまして8億1,236万2,000円を増額しております。

款21 諸収入では、平成27年度国庫支出金及び県支出金の精算に伴って追加交付となる負担金をそれぞれ追加計上しております。

款22 市債では、(仮称)上谷津公園用地の取得、越後山土地区画整理組合への補助金の増額及び情報セキュリティ強化対策事業に伴い、3億1,010万円を増額しております。

(仮称)上谷津公園用地取得では、当初予算において債務負担行為を設定しまして地権者との交渉を進めてきた結果、合意に至ったことからその取得費用を計上いたしました。

越後山土地区画整理組合への補助金では、事業の進捗に伴って補助金を増額するものでございます。

また、情報セキュリティ強化対策事業では、国から他の自治体とのマイナンバーの情報連携を開始する平成29年7月までに対応することが求められていることから実施するものでござい

ます。

なお、和光市健全な財政運営に関する条例第9条第2項において、毎年度の起債の合計額が地方債元金償還額を下回るように努めることとされておりますが、今般の市債増額補正に伴いまして起債の合計額が地方債元金償還額を3億円程度上回ることとなります。

市では、快適で暮らしやすいまちづくりを目指して、和光市駅北口地域をはじめとする土地区画整理事業や公園整備事業などの都市基盤整備事業を積極的に進めているところでございます。これらの事業は将来に向けた投資であり、当該条例で例外的に認められている重要性及び緊急性の高い事業として、市債を発行するものでございます。

地方債の発行につきましては、後年度の財政運営に大きく影響を与えるものとなりますので、今後も事業の重要性及び緊急性を十分考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

次に、議案第46号、平成28年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億3,086万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億7,294万円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明をいたします。

款1総務費では、平成30年度からの国民健康保険制度改正に向け、本市既存システムの改修を行うため新たな業務委託料を計上し、徴収業務における徴収事務員にかかる経費を増額しております。

款3後期高齢者支援金等、款4前期高齢者納付金等及び款6介護納付金では、各拠出金額の確定により増額をしております。

款7共同事業拠出金では、今年度の拠出金額が修正されたため、増額しております。

款9基金積立金では、前年度歳計剰余金の一部を国民健康保険保険給付費等支払基金へ積み立て、款10諸支出金では、前年度の国庫支出金等の確定による返還金を計上しております。

次に、主な歳入について説明をいたします。

款4国庫支出金では、歳出で計上したシステム改修に伴う業務委託料の財源として、新たな補助金を計上しております。

また、款5療養給付費等交付金では、退職被保険者数の減少により、交付金額を減少し、款11繰越金では、平成27年度決算が確定したことにより、前年度歳計剰余金を増額しております。

次に、議案第47号、平成28年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ190万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,540万4,000円とするものであります。

歳入については、平成27年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を増額するものであります。

歳出については、歳入に連動して、平成27年度後期高齢者医療保険料徴収額等の確定に伴い、

後期高齢者医療保険料等負担金及び一般会計繰出金を増額しております。

次に、議案第48号、平成28年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億392万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億8,245万5,000円とするものであります。

歳出については、平成27年度の介護給付費、地域支援事業費及び介護保険事業費が確定したことに伴い、償還金及び一般会計繰出金を増額するほか、介護給付金準備基金積立金を増額するものであります。

歳入については、平成27年度決算が確定したことに伴い、繰越金の増額を行うものであります。

次に、議案第49号、平成28年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

平成27年度決算が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を2,316万円増額し、また、一般会計繰入金については同額を減額するものでございます。なお、歳入歳出予算の総額8億469万5,000円について、変更はございません。

次に、議案第50号、平成27年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号、平成27年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号、平成27年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号、平成27年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号、平成27年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5議案について一括して説明をさせていただきます。

それぞれの議案については、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度の決算について、監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるものでございます。

初めに、議案第50号、平成27年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。恐れ入りますが、決算書26ページをごらんください。

平成27年度の決算額は、歳入総額297億802万6,483円、歳出総額282億8,160万8,148円となり、前年度と比較して、歳入については49億2,723万1,584円、19.9%の増加となり、歳出については48億3,624万5,308円、20.6%の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は14億2,641万8,335円で、翌年度に繰り越すべき財源として1億1,405万5,960円を控除いたしますと、実質収支額は13億1,236万2,375円、前年度と比較して1億3,427万9,916円の増加となっております。

次に、議案第51号、平成27年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。32ページをごらんください。

平成27年度の決算額は、歳入総額88億2,729万6,872円、歳出総額83億1,778万8,495円となり、前年度と比較して、歳入については10億8,783万3,152円、14.1%の増加となり、歳出について

は11億4,313万6,560円、15.9%の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は5億950万8,377円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も5億950万8,377円となり、前年度と比較して5,530万3,408円の減少となっております。

次に、議案第52号、平成27年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。36ページをごらんください。

平成27年度の決算額は、歳入総額5億8,643万4,343円、歳出総額5億8,453万2,547円となり、前年度と比較して、歳入については960万4,083円、1.7%の増加となり、歳出については903万6,745円、1.6%の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は190万1,796円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も190万1,796円となり、前年度と比較いたしまして56万7,338円の増加となっております。

次に、議案第53号、平成27年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。42ページをごらんください。

平成27年度の決算額は、歳入総額32億5,675万6,506円、歳出総額31億5,282万9,364円となり、前年度と比較して、歳入については1億9,499万2,503円、6.4%の増加となり、歳出については2億4,279万8,605円、8.3%の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は1億392万7,142円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も1億392万7,142円となり、前年度と比較して4,780万6,102円の減少となっております。

次に、議案第54号、平成27年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。46ページをごらんください。

平成27年度の決算額は、歳入総額8億2,927万74円、歳出総額7億6,725万2,043円となり、前年度と比較して、歳入については4億8,436万2,540円、140.4%の増加となり、歳出については5億942万5,958円、197.6%の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は6,201万8,031円で、翌年度に繰り越すべき財源として3,885万6,960円を控除いたしますと、実質収支額は2,316万1,071円、前年度と比較いたしまして6,392万378円の減少となっております。

なお、主要な施策の成果と予算執行の実績は別冊の報告書のとおりでございます。

次に、議案第55号、平成27年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明をいたします。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度の決算について監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。議案2ページをごらんください。

収益的収入及び支出では、収入決算額は14億2,536万4,726円で、前年度より6,121万6,853円の増額となり、支出決算額については12億5,338万2,570円で、前年度より2,345万446円の増額となりました。

次に4ページをごらんください。

資本的収入及び支出では、収入決算額は238万1,328円で、前年度より2,374万617円の減額となり、支出決算額については5億4,750万200円で、前年度より1億9,514万5,297円の増額となっております。

次に5ページをごらんください。

平成27年度の経営実績を表す水道事業損益計算書では、営業費用が営業収益を上回ったため、4,652万4,325円の営業損失に、経常利益は1億3,572万8,592円となり、当年度は1億3,542万8,072円の純利益となりました。

次に8ページをごらんください。

地方公営企業法第32条第2項に基づき、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについては、未処分利益剰余金2億7,227万3,168円を資本金に組み入れるため、剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第56号、平成27年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明をいたします。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度の決算について監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

2ページをごらんください。

収益的収入及び支出では、収入決算額は11億3,349万6,809円、前年度より2,874万3,467円の増額となり、支出決算額については10億3,211万7,718円で、前年度より2,737万8,427円の減額となりました。

次に4ページをごらんください。

資本的収入及び支出では、収入決算額は1億991万6,201円で、支出決算額については4億9,228万6,157円となりました。

次に5ページをごらんください。

平成27年度の経営実績を表す下水道事業損益計算書では、営業利益は1,767万9,446円、経常利益は1億653万966円となっており、1億632万3,115円の純利益となりました。

最後に9ページをごらんください。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについては、補助金等のうち減価償却が必要な資産に充てたものは、長期前受金として負債に計上し、減価償却にあわせて収益化することになっているため、当年度の長期前受金戻入分1億3,584万5,670円を資本金に組み入れるための剰余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。

大変長くなりましたが、説明については以上でございます。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。(午前10時06分 休憩)

再開します。(午前10時08分 再開)

まず、議案の先議についてです。報告第4号、第5号は議決の対象とならない報告事件ですので質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は通告をとらず開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案第34号、第35号、第36号は、委員会の付託を省略し、質疑は通告をとらず、人事案件ですので討論を省略し、開会日に採決したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案第41号は、委員会付託を省略して、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案第50号から第56号までの各会計及び事業決算は、平成28年1月14日開催の議会運営委員会で決定しており、各常任委員会に付託したいと思います。

なお、総括質疑及び閉会日の委員長報告に対する質疑は、先例により行わないことにしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、委員会の付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読－添付資料参照－〕

ありがとうございました。

このように付託したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。

今回は提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。

議会事務局に持参し提出された陳情を2件、受理しています。受理した陳情を本会議で審議することについて、各会派から御意見願います。

新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 はい。審議するということでよろしいと思います。

○吉田武司委員長 2件ございますが、2件とも審議ということでよろしいですか。

新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 はい。

○吉田武司委員長 公明党、村田富士子委員。

○村田富士子委員 同じく、審議でいいと思います。ですが、これは、所得税法のほうですけども、これは志木の方が持参したということなのか。ちょっと確認ができればなと思います。

○吉田武司委員長 事務局、これは持参されたということですか。

高橋議事課長補佐。

○高橋議事課長補佐 はい、事務局にお持ちになった陳情でございます。

○吉田武司委員長 公明党、村田富士子委員。

○村田富士子委員 審議でいいと思います。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 2件とも本会議審議で同意見、同じです。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代いたします。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、一つ目の市街化調整区域内の未舗装道路・水路整備に関する陳情については、取り扱ってよろしいかと思えます。2件目の所得税法第56条廃止することを求める意見書提出に関する陳情については、所得税法第56条を廃止することの理由というか、第56条では家族に支払った給料が必要経費として認められていないが、第57条では青色申告で家族に支払った給料は必要経費と認められています。青色申告と白色申告の制度があり、どちらを選ぶかは個人の自由であり、税務署では金銭の流れが明らかになる青色申告を取り入れるように推進しています。なお、青色申告では接待交際費など、また控除などが受け入れられることになって、認められているので、一般的には青色申告されることが望ましいと考えられます。

○吉田けさみ副委員長 休憩します。（午前10時18分 休憩）

再開します。（午前10時19分 再開）

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会でいろいろ話し合った結果、このような意見だったのですけれども、本会議で審議をしていただきたいと思えます。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

続けて、オブザーバーの方から御意見をお願いいたします。何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、本会議で審議するものについて、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

それでは、今回受理した陳情については、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。通告者は17人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人30分以内としたいと思えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、会期について、会期は22日間とし、常任委員会は、決算の議案がありますので5日間とし、両常任委員会を同時開催としたいと思えます。

一般質問は4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思えます。

また、8月26日金曜日、29日月曜日、30日火曜日を調査休会にし、9月14日水曜日を休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案に対する総括質疑についてです。発言通告書の提出期限は8月29日月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定します。

次に、決算審査について確認します。

常任委員会に付託しますので、市長への質問事項や指摘事項は委員会ごとに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

市長への質問は、委員会において審査を尽くしても疑義が残った、または生じた場合に行うものとし、指摘事項は、審査に触れ、かつ市長への質問を経ても、今後の予算編成や執行で特に留意することを求めるものにしたと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

なお、市長への質問事項は、1つの質問につき1回の回答で完結となりますので、御承知おきください。

万が一、指摘事項が生じた場合、内容によっては、両常任委員会と調整する必要があります。その際は、正副議長と両正副常任委員長で調整することを御承知おきください。各常任委員会においても御周知いただき、委員から一任いただいでください。

なお、平成26年度各会計決算に係る各常任委員会の指摘事項はございませんでしたので、執行部からの改善策はございません。念のため報告いたします。

決算審査の確認は以上となります。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、9月定例会において提案予定の、和光市部設置条例の一部改正条例に伴って、常任委員会所管事項が変更される可能性があります。

9月12日月曜日の本会議終了後に議会運営委員会を開き、和光市議会委員会条例の一部改正について審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、和光市議会委員会条例の一部改正について、9月12日月曜日の本会議終了後に議会運営委員会を開き、審議したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、定例会のポスターです。

掲示いたしましたとおりです。よろしいでしょうか。ホワイトボードに掲示してあります。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにしたいと思います。

ここで議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 毎回、定例会ポスターを掲示していただいているところですが、議会終了後、掲示していただいたポスターの撤収についてお願いしております。まれに、撤収を忘れていたケースが見受けられるということで、御報告もあるようですので、議会終了後は速やかに撤収していただけますよう、改めて、お願いを申し上げます。

○吉田武司委員長 議長から、議会終了後は、速やかにポスターを撤収していただくよう発言がありましたので、各会派で御周知願います。

以上で、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成28年和光市議会9月定例会についての協議を終了します。

次に進みます。

特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、初めに、陳情の取り扱いについてです。

前回の議会運営委員会で、市外の方が陳情書を持参した場合の取り扱いについて、各会派での御協議をお願いしております。

各会派から、協議の内容について、御意見願います。

新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 前回のようなケースがあるので、それを市外だから全て受け入れないというところまでは合意できなかったのですけれども、前回のようなケースにおいては、審議しない方向を考えてもいいのではないかと。

ちょっと、会派の意見をまとめきれていないのですが、郵送によるものは本会議で審議しないですね。持って来られた場合ですね。

○吉田武司委員長 市外の方から、陳情が持参された場合の取り扱いについてということで、今回、市内の方から持参をされたものは議会運営委員会に諮るけれど、市外からのはどうするかということです。

新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 市外からは、持参でも、一切、審査の対象としないかどうかということですね。一切ということまではまとめきれていません。

○吉田武司委員長 公明党、村田富士子委員。

○村田富士子委員 基本的に、和光市内在住・在勤にしていく方向がベストかなと思います。公明党もまとめきれてはいないので、やはり、大量に陳情がきた場合に、それを全

部受け付けて、審議する必要があるのかと。それも全国的な問題になってくるかと思えますし、やはり、和光市議会として審議するとなれば、やはり、市内在住・在勤というところで、対象を限っていったほうがいいのではないかと考えております。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 基本的には、市内在住・在勤者の方を基本として、持参したものについて取り扱うということと、それから、団体の関係で言うと、結構、朝霞地区4市で団体が成立していたりとか、あるいは、3市で団体が成立していたりとかというところがありますので、その辺については、受け入れる必要があるのかなと、今のところ考えています。

以上です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、市内在住または在勤の方からの提出、また、吉田けさみ委員の言われました団体については、4市の団体または2市、3市での団体については、陳情者に和光市の在住者の名前が載っているものについては取り扱うということで、まとめました。

以上です。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

オブザーバーの方、御意見ございますでしょうか。

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 市内在住・在勤が原則なんだろうけれども、隣接自治体と団体等で共用しているものも数があるし、共に活動しているものもあると思いますので、4市、隣接区から提出されたもので、内容を見て、やはり、一切だめとするのではなくて、その部分を残していたほうがいいと思います。

希望です。

○吉田武司委員長 吉村委員外議員。

○吉村豪介委員外議員 基本的に市内在住・在勤のみで、市外から持ってくるのであれば、市内に住まわれている方も陳情者として一緒に提出するというような流れがよろしいと思います。

全国一律にいろいろなところに出されている方というのはいますけれども、この前、副議長がおっしゃったように、各市区町村に議会はあります。自分の住んでいるところで提出していただければいいと思いますので、出すのであれば、その団体も含めて、この4市や2市の団体であれば、その団体には、和光市民の方もしくは市内在勤の方というのは必ず所属していると思いますので、そういった人の署名なりをもって、持参していただければ議会運営委員会に諮るという流れがよろしいと思います。

以上です。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 他の市にまたがる団体の場合、通常、団体の責任者が陳情責任者として名前を載せてくるかと思います。そこに名簿が添付されてくるような形だと思うのですが、この議会運営委員会にその署名を集めた名簿は出てきませんよね。陳情者として、そこに連名してくるのですか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 代表者以外に、連名で書いていただくところに和光市民の方も載せていただければということです。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 そこに陳情者として載せてこないとだめということですね。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前10時32分 休憩）  
再開します。（午前10時34分 再開）

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 陳情に対して伴った形の署名ということで、形では名前が出てきませんが、陳情者の中で、代表者以外に陳情者として列記していただくなかに和光市在住の方が入っていただければいいのではないかと考えております。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 はい、了解しました。

○吉田武司委員長 新しい風の待鳥美光委員、このことについては、会派内でまだまとまらないという話でしたけれども、いかがでしょうか。

○待鳥美光委員 陳情者の中に市内在住の人が含まれていることが審議をする要件ということによろしいと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 確認したいのですが、近隣自治体だけではなく、全国的な組織けれども、和光市在住者がその中に構成者として含まれていて、陳情代表者は団体の長でしょうけれども、陳情を提出する際には陳情者として和光市在住者の名前があれば取り扱います。持参すればいいわけですよ。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 今までの話ですと、団体ということである程度の区切りがもちろん必要なんだろうけれども、その中で、やはり和光に縁故のある方が陳情者の中に入っているということが、一番明記しやすいとか、区別しやすいところだと思っています。そこで判断をしていただくということではないかと思っています。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前10時37分 休憩）  
再開します。（午前10時48分 再開）

新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 陳情者に市内在住・在勤者が入っていることと、なおかつ、持参されたもの

という要件で異論ありません。

○吉田武司委員長 それでは、市内在住・在勤者以外の方が持参した陳情書については、写しの配付と議会運営委員会で受理報告の取り扱いをすることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定したいと思います。詳細については、各会派に持ち帰っていただき、次回の議会運営委員会で協議したいと思います。

休憩します。（午前10時49分 休憩）

再開します。（午前10時52分 再開）

次に進みます。

議会報告会についてです。

前回までの議会運営委員会で協議した内容を受けて、事務局で議会報告会開催要領（案）を作成しております。お手元に配付した要領案の内容等について協議したいと思います。

休憩します。（午前10時53分 休憩）

再開します。（午前11時09分 再開）

議会報告会開催要領（案）について、各会派から御意見願います。

まず、1番について、目的についてはこれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

2番、内容についてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

3番、主催については和光市議会ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

4番、開催時期及び回数については、平成28年11月2日水曜日、受付午前9時半から、開会午前10時から、所要時間1時間30分程度。場所については、和光市役所503会議室及び議事堂委員会室。回数については、1回限りということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

5番、次第については、（1）進行説明、議会運営委員長3分。（2）開会挨拶、議長10分。報告会の目的、総括的な決算について説明をしていただく。（3）審査報告、総務環境常任委員長10分、文教厚生常任委員長10分。

休憩を挟んで、（4）意見交換会、テーマは子育て支援について。概ね45分程度を予定しております。（5）閉会挨拶、副議長、2分。

これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

郡司議会事務局長。

○郡司議会事務局長 事務局から提案がございます。閉会の挨拶、副議長と入っているのですが、今回、グループ分けをした場合に、意見交換会で各グループで解散ということであれば、

この（５）は、割愛していただければと思います。御協議をお願いします。

○吉田武司委員長 （５）の閉会の挨拶について、事務局から提案がございました。グループ分けが２グループの場合は、同じ部屋でできるかと思いますが、３グループ、４グループになると、違う部屋を使用することになりますので、その場合については、各グループで閉会し、解散をしていただければと思いますが、そのような形にしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにしたいと思います。

６番、運営構成について、議会運営委員会が議会報告会の運営を総括する。各常任委員会は、審査の内容を確定する。報告会終了後、議会運営委員会を開催し、各会派の意見等を聴取するものとするということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

７番の役割分担については、前回のまま載せられています。まずパワーポイントは必要なか、また、役割分担は、グループに分かれた場合、記録担当が多く必要になるということ、また、会場整理などが前回とはかなり変わってくるということでございますので、これについては各会派で持ち帰っていただき、次回の議会運営委員会までに協議していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 意見交換会の全体的なイメージですけれども、式次第の中で、進行の説明があって、そのあと、私から10分、それから各常任委員長が10分ずつということで、前半お話をすることですので、以前と同じような形で資料を作るということはないのかと考えているところです。それから、そのあと分かれて各グループになっていただくということですので、そこら辺をちょっとイメージしていただきながら、次回の議会運営委員会で意見交換会の構成、対応、役割分担について決定していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○吉田武司委員長 議長から発言がございました。役割分担についてですけれども、役割分担の（１）議長、開会の挨拶。これはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

（２）副議長閉会挨拶については、先ほども出ましたけれども、部屋が分かれた場合には変更になるということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

（３）の議会運営委員会委員長は司会進行をするということで、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

（４）各常任委員長、審査概要の報告について。このことについては、議長からお話がありましたけれども、各常任委員長については、審査概要の報告について、資料は各自で作成していただくということで、よろしいですか。

〔「まだ決まっていない」という声あり〕

それでは、次回の議会運営委員会までに協議願います。

(6)については、次回までに協議をしていただきたいと思います。

(7)については、全議員で会場設営及び撤収を行う。

(8)についても、用語説明などの作成資料について検討していただき、次回の議会運営委員会で報告をしていただきたいと思います。

では、役割分担については、各会派で協議していただいて報告をしていただきたいと思います。

8番のリハーサルについては、意見交換会がメインなので、リハーサルについては行わないということで、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

9番、周知方法については、周知は、経費を極力かけないものとし、以下の媒体等により行うものとする。ポスターは議会運営委員会で決定するものとする。

ア、10月1日発行の「広報わこう」掲載。イ、各議員、市及び市議会のホームページ（イベント情報、ツイッターなどを含む）。ウ、新座記者クラブ等への情報提供。エ、ポスターの市内公共施設、市内循環バス内及び市内掲示板への掲示。オ、ポスターなどの和光市駅構内への設置。

以上で、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

意見交換会の対応については、先ほど事務局から提案のございましたグループ割り表のとおりにさせていただきますと思います。

(2) 予め以下のルールを設定し、参加者間で合意をしておく。対等な立場で発言をする。他者の意見を尊重する。人が意見を言っている時に意見をはさまない。同じ人ばかり発言せず、一人ひとりが意見を持ち発言する。わかりやすい言葉を使う。(3) ファシリテーターを務める者をグループ内で選出する。(4) 意見交換会の内容を記録するため録音をとるものとする。

10番については、このようにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

11番、議員の発言。発言は、委員会及び本会議場での審議経過等とし、議員個人や会派の見解は述べないものとする。ただし、意見交換会では、議員個人の見解を述べるができるものとする。

以上でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

12番、結果の公表、(1) 市議会ホームページ、市議会だよりで公表するものとする。DVDを貸し出しする。(2) 公表内容は、報告会終了後、議会運営委員会において整理し総括す

る。

これで、よろしいでしょうか。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 このDVDの貸し出しについてもペンディングですので、次回協議ということでお願いいたします。全体的な記録も含めてどういうふうにするのかということもありますので。

○吉田武司委員長 今、議長から発言がございまして、12番の結果公表についてのDVDの貸し出しについては、これも各会派にて協議をしていただきたいと思います。

13番、留意事項について。来場者による録画撮影は個人情報保護等の観点から許可しないものとする。

これで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、7番役割分担と12番の結果の公表については、各会派で御協議願ひ、次回の議会運営委員会までにまとめてきていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に進みます。

議員研修会についてです。6月9日開催の議会運営委員会で、議員研修会のテーマを「防災対策」とし、研修会を開催することで決定しております。開催時期については、事務局に調整をお願いしておりました。事務局から、議員研修会の日程など、詳細についての報告があります。

郡司議会事務局長。

○郡司議会事務局長 議員研修会について報告いたします。

まず、日程についてでございますが、調整させていただいた結果、講師などの都合により、開催日時は平成29年1月26日、木曜日、午後2時から。おおむね、集合時間を午後1時半ごろを予定したいと思っております。

研修の内容でございますが、講義は、和光市地域防災計画の骨子及び改正事項の骨子、次に、指令センター及び地震体験車の見学です。講師は、仲危機管理監をお願いをしたいと思っております。

講義の場所でございますが、一部事務組合、県南西部消防本部で行いたいと思っております。

なお、御参考までに、あくまでも予定でございますが、午前中に全員協議会を開催する可能性があることを御報告させていただきます。例年、予算編成に伴う全員協議会がこの時期に行われておりますので、午前中に全員協議会を開催する可能性があるかもしれないということを、御報告させていただきます。

以上でございます。

○吉田武司委員長 事務局から議員研修会の開催内容について報告がありました。

研修会の開催日時は、平成29年1月26日、木曜日、午後2時でいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、議員研修会については、日時、平成29年1月26日木曜日、午後2時から、内容、（1）講義、和光市地域防災計画骨子及び改正事項の骨子、（2）指令センター及び地震体験車の見学など、講師、仲危機管理監とすることに決定しました。

事務局から、改めて開催通知などよろしく申し上げます。

それでは、以上でその他議会運営に関することについての協議を終了します。

今後の議会運営委員会の日程を確認します。

8月31日水曜日、本会議終了後、議会報告会についてと、陳情の取り扱いについて。

9月12日月曜日、本会議終了後、和光市議会委員会条例の一部改正について。

9月15日木曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打ち合わせ1回目。

10月6日木曜日13時30分、議会だより編集事前打ち合わせ2回目。

10月13日木曜日13時30分、議会だよりの議会運営委員会を行います。

以上となります。御出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長から、その他の日程についてです。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 全員協議会を25日木曜日、本会議終了後に開催したいと思っております。内容は、債権管理指針及び条例についてはほかとなりますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 その他ございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び公開資料などについては、委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前11時22分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長      吉   田   武   司